

## 南部町おためし住宅ご利用方法

### 1. 申込からご利用可能になるまで

#### 【申込】

①電話にて予約状況をご確認の上、「南部町おためし住宅借用申請書」に必要事項をご記入の上、利用者全員の住民票謄本（抄本）添えて郵送等で提出してください。

申請書は、利用開始希望日の一週間前までに到着するようにしてください。

※未成年のみでの利用はできません。

※住民票謄本（抄本）は発行して3ヶ月以内のものを提出してください。

※申込の受付は利用開始日の3ヶ月前からとなります。

それ以前の申込は受け付けておりませんのでご注意ください。

#### 【許可】

②町から「南部町おためし住宅借用許可書」を送付いたします。

#### 【利用開始当日】

③入居開始日に南部町交流推進課窓口にお越しいただき、「南部町おためし住宅定期賃貸借契約書」を締結します。この際には、免許証・保険証など本人確認ができる書類、事前に送付した借用許可書、印鑑を必ず持参してください。

④預かり金（10,000円）は前納になりますので、契約締結後直ちにお支払いいただきます。支払いは町指定の「納入通知書」により、町指定金融機関にお振り込みいただくか、直接窓口にて現金でお支払いください。

⑤使用者以外の緊急連絡先と、預かり金を返還する場合の振込先を確認いたします。

### 2. 入居から退去まで

①鍵の引渡しは現地にて行います。場所がわからない場合には担当者が先導いたします。

②退去時間は、入居の際に決めさせていただきます。退去の際には、担当者が立会い、施設内の確認を行いますので、退去時間はそれを踏まえてご検討ください。

③退去前には施設内を清掃し、ゴミを指定の場所に出しておいてください。